

富士グリーン水素コミュニティコンソーシアム基盤整備業務委託仕様書（案）

1 目 的

本業務は、「富士五湖自然首都圏フォーラム」が主宰するコンソーシアムの1つである、グリーン水素の利活用を推進するための国際コンソーシアム「富士グリーン水素コミュニティコンソーシアム」（以下当コンソーシアム）について、国際シンポジウムの企画、当コンソーシアムの組織体制構築、参画促進活動、参画団体へ向けた情報発信とプロジェクト実施促進を目的とする。

2 委託業務名称

富士グリーン水素コミュニティコンソーシアム基盤整備業務委託

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 委託業務内容

当コンソーシアムの活動の更なる前進に向けて、以下の業務を行う。

なお、受託者は下記に掲げる各業務を実施するに当たり、本事業の目的を十分理解した上で進捗管理を行い、業務全般に統一感及び連動性を持たせること。

また、山梨県その他関係先と協議のうえ、本委託業務の実施計画を策定すること。

① 「富士ハイドロジェン・サミット2026（仮）」企画業務

ア 海外の大使や水素関連団体等がオンライン、オフラインを通じて複数名参加し、当コンソーシアムの今後の活動に関する情報発信と連携に向けた意見交換を行うことを目的とした国際シンポジウムを令和8年3月に開催を予定しているところだが、このシンポジウムの開催へ向けた企画作成を行うこと。

イ 国内外各水素関連団体等へ、（ア）に掲げたシンポジウムへの参加の働きかけを行うこと。

ウ 企画内容については県と協議のうえ、参加者が当コンソーシアムに参画し、グリーン水素プロジェクトを推進したくなることを促すような魅力ある企画とすること。

エ 準備段階から開催までのスケジュール調整及び関係先との連絡調整を密に行うこと。

カ 県から開催内容に対する企画要望があった際にも、可能な限り組み込んだうえで開催できるよう臨機応変に対応すること。

② 富士グリーン水素コミュニティコンソーシアム組織体制構築業務

ア 県から提示する、これまでに整理した実証実験の創出と実施に向けた当コンソーシアム内の組織体制検討結果と活動のロードマップ策定検討結果に基づいて、組織体制の構築を行うこと。

イ 組織体制構築にあたっては、県と密に連携を取り、適宜体制構築に向けた意見の調整を図ること。

③ 富士グリーン水素コミュニティコンソーシアム参画促進業務

ア 国内外の水素関連団体等に対してコンソーシアムへの参画を促すとともに、参画団体へプロジェクト実施を推進する働きかけを行うこと。

イ 参画希望団体の情報を収集し、結果を県へ報告すること。

ウ 当コンソーシアムに関する各種の問い合わせへの対応窓口となること。

④ 富士グリーン水素コミュニティコンソーシアム情報発信業務

ア 当コンソーシアム参画団体に向け、当コンソーシアムに関する取組内容や県内及び参画団体の水素関連事業に関する記事を作成し、定期的に情報発信を行うこと。（内容及び配信方法については、県と協議の上、決定する。）

イ 記事本数については5本程度を見込むが、実施にあたっては県と協議の上決定する。

5 成果品

本業務委託に関する成果品は次のとおりとし、詳細は契約時に山梨県と協議の上決定する。

(1) 業務実績報告書

本委託業務で作成した全ての資料（図表、打合せ資料等を含む）や活動記録を整理し、業務実績報告書としてとりまとめること

体裁：A4判ファイル綴じ、フルカラー、片面又は両面印刷（A3判の折込可）

部数：1部

また、業務実績報告書の電子データを Windows 対応の電子媒体（CD-R 等）に格納する。

データは基本的に編集可能な形式（MS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint 等）及び印刷可能な解像度の PDF 形式で納入すること。

6 留意事項

(1) 委託業務の遂行に際しては、関係法令等を遵守すること。

(2) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

(3) 委託業務において個人情報を取り扱う場合には、「富士グリーン水素コミュニティコンソーシアム基盤整備業務委託契約書」別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(4) 委託業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つよう心掛けなければならない。

(5) 委託業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む）等について

は山梨県に帰属する。

- (6) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (7) 委託業務の実施にあたっては、随時、山梨県へ連絡、報告、協議のやりとりを行う等、情報共有を密にしなければならない。
- (8) 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。但し、契約業務の一部を委託する場合については、事前に山梨県の承諾を得るものとする。

7 その他

本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、山梨県と受託者で協議の上、山梨県の指示に従うものとする。